

平成30年第2回（5月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成30年第2回（5月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

- 1 場 所 諫早消防署 4階大会議室
 2 会 期 平成30年5月28日（1日）
 3 付議事件表

番 号	件 名	議決月日	結 果
	会期決定の件	5月28日の1日と決定	
	会議録署名議員の指名について	5月28日	指名 中野太陽君 朝長英美君
報 告 第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車の交通事故に係るもの（大村市久原二丁目））	5月28日	報 告 受 理
議 案 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例）	5月28日	承 認
議 案 第 8 号	財産の取得について（災害対応特殊高規格救急自動車の購入）	5月28日	原 案 可 決
議 案 第 9 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）	5月28日	原 案 可 決
議 案 第 10 号	財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入）	5月28日	原 案 可 決

○ 出席議員（14名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 松 永 秀 文 君
3 番 中 村 太 郎 君
4 番 川 崎 剛 君
5 番 津 田 清 君
6 番 田 川 伸 隆 君
7 番 中 野 太 陽 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 城 幸 太 郎 君
10 番 村 崎 浩 史 君
11 番 宮 田 真 美 君
12 番 松 尾 文 昭 君
14 番 三 浦 正 司 君
15 番 松 本 正 則 君

○ 欠席議員（1名）

13 番 元 村 康 一 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	梅林 弘幸 君
事務局長	土橋 伸秀 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	森崎 泰博 君		
消防総務課長	牟田 一幸 君		
大村消防署長	田方 章 君		
小浜消防署長	富岡 正英 君		
事業課長	川上謙次郎 君		

○ 議会関係出席者

書 記 長 森崎 泰博 君
書 記 川下 辰彦 君

午後 2 時開会

○議長（松本正則君）

皆さんこんにちは、ただいまから、平成 30 年第 2 回、県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

○議長（松本正則君）

日程第 1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期臨時会の会議録署名議員に、7 番 中野太陽 議員、8 番 朝長英美 議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（松本正則君）

次に、日程第 3 報告第 1 号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車の交通事故に係るもの（大村市久原二丁目）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長（川原 敦君）

報告第 1 号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車の交通事故に係るもの（大村市久原二丁目）」について、御説明申し上げます。

本件は、「管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について」第3号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの専決処分書及び報告第1号資料1／2ページを御覧ください。

専決処分の内容についてでございますが、平成29年12月27日（水）午前10時22分頃、大村市久原二丁目 市道上久原芋掘手線の長崎医療センター前バス停付近において、本組合の消防職員が運転する大村消防署久原分署の高規格救急自動車が、事務連絡のために市道を国道34号線方向に左折しようとしたところ、同じく市道を右折しようとしたバスに気をとられ、十分な確認を怠ったことにより、市道を国道34号線方向に進行してきた普通乗用車の左側フェンダー部分に接触し、損傷を与えたもので、これによる損害を賠償するものでございます。賠償額は、車両の修理代として156,415円でございます。

公用車、私用車を問わず車の運転につきましては、日頃から安全運転の励行を指導しているところでございますが、今後さらに注意喚起を徹底してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

○朝長英美君

この事故ですね、年間にこのような事故は何件ぐらいあっていますか。

○消防長（川原 敦君）

当組合では、ここ5年間に3回発生しております。消防本部としては、本件を入れて2回目でございます。本件の他には、平成26年4月に1件でございます。

○議長（松本正則君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結します。以上の報告をもってご了承願います。

○議長（松本正則君）

次に、日程第4、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第7号 「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例）」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、県央組合職員の退職手当について、国家公務員の退職手当の改正に伴う構成市の取扱いに準じた条例の一部改正でありまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月20日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

次のページの専決処分書を御覧ください。

第1条は、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当について定めた条例第12条を改めるもので、災害により離職を余儀なくされた者に対する給付日数の拡充や移転費の支給対象に職業紹介所等の紹介により就職する者を追加することとしたものでございます。

次に2ページ、3ページをお開きください。第2条、第3条におきましては、国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の基本額にかかる調整率を87/100から83.7/100に引き下げることとしたものでございます。

附則第1条は、施行期日を定めており、第1条の改正規定は公布の日から、その他の規定は、平成30年4月1日としております。

附則第2条、第3条は、第1条の失業者の退職手当の給付の拡充については、当該手当の支給を受け終わった日、移転費については職業紹介所等の紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合に適用するものとしていただいております。

資料1/3は、第1条に関する新旧対照表でございます。

資料2/3は、第2条に関する新旧対照表でございます。

資料3/3は、第3条に関する新旧対照表でございます。

以上、簡単でございますが議案第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（松本正則君）

議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり承認されました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第5、議案第8号「財産の取得について（災害対応特殊高規格救急自動車の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第8号「財産の取得について（災害対応特殊高規格救急自動車の購入）」について、御説明申し上げます。

本案は、諫早消防署飯盛分署の救急車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第8号資料1 / 3ページの結果表に示しておりますように入札が不落に終わったことから、最低価格の業者との協議を行い、改めて見積もりを徴しました。

その結果につきましては、同資料の見積第1回欄のとおりでございます。

取得価格は、30,823,200円、契約の相手方は、長崎市五島町4番19号 西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店 支店長 元山 繁でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2 / 3ページのとおりでございます。

取得いたします災害対応特殊高規格救急自動車は、同資料の3 / 3ページにございます写真と同型の車両でございます。

災害対応特殊高規格救急自動車は、大規模災害が発生した際に、広域連携の一環である緊急消防援助隊として出動要請があった際に対応するための車両で、その整備については国庫補助の対象となっております。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

○中野太陽議員

4点質問いたします。まず、こういった救急自動車やこの後にもありますけれども消防自動車など、現在はマニュアル車、オートマチック車とあると思いますが、どのようになっているのかというのが1点です。

2点目はですね、今回の契約の中に入っているか分からないですが、老朽化ということは車を買換えるということなんですけれども、古い方はどういう扱いをされるのか。これが2点目ですね、廃車になるのか、何か利活用されるのか。

3点目、不落の状況で、不落随契ということで前回も不落だったのかな、1社だけが随契の形だったと思いますけれども、今回は差額が零となっているのですけれども、なぜこれが零なのかというところですね。どのような協議がされたのかというのが3点目。

4点目がですね、仮契約書の中に、私がちょっとこれ勉強不足なんですけれども、9号、10号の方には、契約の保証というのがあるのですけれども、8号には契約の保証というのが載っておりません。これはなぜなのかという4点を伺います。

○事務局長（土橋伸秀君）

まず1点目のマニュアル車かオートマチック車かということでございますけれども、これは、両方ございます。救急車はオートマチック車、消防のポンプ車とかタンク車などについてはマニュアル車となっております。

2点目の老朽化で後の処分はどうするのかということでございますが、救急車の場合ですと10台が救急隊が活用している車両でございます。この他に諫早署、大村署、小浜署それぞれに非常用救急車を配置しております、そちらとの入替となります。入れ替わった後の車両につきましては、医療機関からの譲渡の依頼があった場合には、医療機関の方に無償譲渡している状況です。そういう依頼がない場合は、有価物として入札して処分をしているところでございます。

不落随契の部分でございます。組合の契約につきましては、諫早市の契約規則の規定を準用するとなっております。2回の入札で不落となった場合は、随意契約によることができると諫早市契約規則第20条第1項第8号に定められておまして、昨年度と同様に随意契約となったものでございます。最低価格業者との随意契約の協議の額でございますけれども、1回目と2回目の入札額の差ですね、この辺でどれくらいの額というのが一つの目安になってくると思っておりますけれども、その差以上に下げないと落札はできませんよというような話をしておられます。通常10万円単位ぐらい下げて提示されるのですが、万円単位での提示というのは、予定価格がかなり厳しいような額だったのかなと推察できます。相手方が見積もりを提出した額と予定価格との差が零だったということでございます。協議の上、かなりひらきがある場合には、その旨話をしております。入札の1回目と2回目の差がかなりあっておりますけれども、その分以上に下げないと落札できませんとの話をして相手の方が検討されてこの額を提示されたものでございます。

契約保証金のことでございますけれども、実績によって保証金がある場合とない場合がございます。こちらが指名した落札業者のなかで実績が十分でないものがあつた場合にこの条項を入れるということになります。以上でございます。

○中野太陽議員

4番の説明でいくと実績があるところと、前回の議案の中でもありましたのでそこの契約なのでこれはいりませんということだと思いますけれども、それならばですよ、不落随契になったときにはですよ、差額がやっぱり零というのは、少しは差が出てくるものじゃないのかなと、そんなぴったりに出るもの

かなと疑問としてあるんですよね。協議をされていると思いますので、その内容についてはなかなか言いにくい部分もあると思うんですけれども、これだったら入札をする必要があったのかと、そもそも論になってしまいますのでね、厳しい数字の中、相手とのせめぎ合いでというふうに聞こえるかもしれませんし、これだけの結果だけを見れば相手方のごね得だと見える場合もあるわけですよ。ですのでせっかく最低の価格でしかも零でとられましたよ、100%ってことですよ、100%入札というのは本来あまりよろしくはないのじゃないかなっていう思いがあったもので、伺ったのですけれどもそれこそ実績があるところであればね、もう少しできたのじゃないのかなと、協議しだいではですよ、そのように思ってしまうのですけれども、その件につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○事務局長（土橋伸秀君）

例年、同じトヨタ自動車が落札をされているわけですので、トヨタ自動車の方で提示された予算時の参考見積額と例年の実績を基に予算をお願いいたしまして、予定価格を定めているわけですので、この予定価格の割合が昨年と比べてどうだったのかと申しますと、ほぼ同じ割合で予定価格を定めておりまして、トヨタ自動車の方もだいたいその辺は分かってらっしゃるのかなと思っております。入札の状況を確認したところ、やはりかなり厳しいような様子であって、ちょっと時間があって最終的にこの額を提示されたということですので。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

○田中哲三郎議員

9号、10号にも出てくるのですが、提案理由の老朽化というところなんです、この老朽化とするためのガイドライン的なものがあるのか、また、耐用年数等があるのかお尋ねいたします。

○事務局長（土橋伸秀君）

すべての車両については、更新計画を立てておりまして、救急車については8年、それからポンプ車、タンク車、工作車などについては18年、梯子車が21年というふうに定めておりまして、この計画に基づくものでございます。救急車の場合は、20万kmを超える場合がありますので、8年の前に20万kmを超えるようなことが想定される場合には早めに更新をすることがあり得ます。

今の状況でいきますと一番走っているのが諫早署の救急車で、年間3万2千kmくらい走っておりますので、該当するのが諫早署の救急車ぐらいかなと思っております。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

○朝長英美議員

一昨年、救急車を購入されましたよね、あの時は6千何百万円でしたよね、今回3千万円ぐらいですが、どの辺が違うんですかね。

○消防長（川原 敦君）

一昨年は、2台の更新でございまして、今回は1台の更新でございまして。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第8号「財産の取得について（災害対応特殊高規格救急自動車の購入）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第8号は、原案どおり可決されました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第6、議案第9号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第9号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」について、御説明申し上げます。

本案は、諫早消防署飯盛分署の消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新で、「県中央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第9号資料1／3ページの入札結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、37,692,000円、契約の相手方は、長崎市城山町12番17号3F ユニオン防災 代表者 山口建藏でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2／3ページのとおりでございます。

取得いたします消防ポンプ自動車は、同資料の3／3ページにございます写真と同型の車両でございます。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第9号は、原案どおり可決されました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第7、議案第10号「財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第10号「財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入）」について、御説明申し上げます。

本案は、小浜消防署の水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新で、「県中央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第10号資料1／3ページの結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、53,892,000円、契約の相手方は、長崎市城山町12番17号3F ユニオン防災 代表者 山口建藏でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2／3ページのとおりでございます。

取得いたします災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、同資料の3／3ページにございます写真と同型の車両でございます。

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、災害対応特殊高規格救急自動車と同様に大規模災害が発生した際に、広域連携の一環である緊急消防援助隊として出動要請があった際に対応するための車両で、その整備については国庫補助の対象となっております。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって、討論を終結し、採決します。

議案第10号「財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第10号は、原案どおり可決されました。

○議長（松本正則君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成30年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時26分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

松本 正則

会議録署名議員

中野 太陽

会議録署名議員

朝長 英美
